

諮 問 第 1 号

令和4年11月21日

世田谷区スポーツ推進審議会 会長

様

世田谷区長 保坂 展人

世田谷区スポーツ推進審議会条例(平成8年10月9日条例
第45号)第2条の規定に基づき、裏面のとおり諮問いたし
ます。

諮 問

世田谷区スポーツ推進計画の策定について

世田谷区では、平成26年に向こう10ヵ年を見通した計画として「世田谷区スポーツ推進計画」を策定した。これにより区のスポーツ推進についての具体策を年次計画に定め、世田谷のスポーツ振興に向けた様々な施策を展開し、区民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、楽しむことのできる「生涯スポーツ社会の実現」に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできた。

一方、国が令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」では、新型コロナウイルス感染症の影響と東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を通じてスポーツの価値が改めて確認され、国民がスポーツを「する」「みる」「きさえる」ことを真に実現できる社会を目指すために、3つの新たな視点として「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」ことが必要であるとしている。

また、世田谷区においても、この間、区民一人ひとりの生活様式やスポーツへの期待や関わり方についても多様化する中、地域の特性や資源などを最大限に活かしながら、それに応じていかなければならない。それにはスポーツの役割を改めて確認するとともに、区民の誰もがスポーツに親しめるよう、多くのニーズに対応することのできる施策の展開、これまでの枠にとらわれない人材や団体、施設等各種資源の確保・活用、そしてこれらをつなぐ環境の整備への更なる取り組みの強化が必要である。

区では今年度より、令和6年度を起点とする、世田谷区政の将来を展望した新たな基本計画策定の準備を進めている。これに伴い、令和6年度から向こう8年間を見据えた世田谷区スポーツ推進計画の策定について、本審議会に諮問する。